

第4回千代田区特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成30年9月3日（月）午前10時00分～

場 所：千代田区役所8階 第3委員会室

出席者：（委 員）10名（定数11名 欠席1名：小林委員）

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
上村会長	それでは、定刻となりましたので、第4回の報酬等審議会を始めさせていただきます。 今回、小林委員は所用のためにご欠席ということです。吉田委員、遅れていらっしゃるのではないかと思いますけれども、始めさせていただきます。 第1回が6月の11日、第2回が7月の24日、第3回が8月の6日に開催をされて、本日第4回となります。8月の6日の議論に関しましては、審議会議事録が皆様宛てに送られているかと思います。訂正などございましたでしょうか、特に。もし何かございましたら、後ほど事務局までお申し出いただくということで、基本、お認めをいただいたということにしたいと思います。 今回、8月の6日の審議会で要求をさせていただいた資料を事務局のほうからご用意をいただいたので、それをもとに議論をしたいと思うんですが、1点確認なんですが、8月6日の議論では、退職手当の改定については今後の課題とする方向になっていたかと思いますので、今回、退職手当については資料がご用意してございません。大丈夫でしょうか。 （「はい」の声あり）
上村会長	はい。8月の6日の議論で、退職手当は今後の課題とさせていただくということでございます。 それでは、本日配付された資料についてご説明をお願いしたいと思います。
総務課長	総務課長の古田でございます。本日はどうもありがとうございます。 それでは、本日お配りしております資料のご説明をさせていただきます。 8月6日に開催されました第3回審議会にて、皆様よりご要望いただいた資料を準備させていただきました。 本日お配りしております資料は、資料1－1～1－3と資料2でございます。お手元におそろいでしょうか。

それでは、資料 1－1 からご説明をさせていただきます。

資料 1－1 は、平成 25～29 年の人事委員会勧告を特別職に適用させて、期末手当を調整したシミュレーション資料でございます。こちらの資料は先月の第 3 回審議会におきましてご用意したものを一部修正したものでございます。

千代田区で報酬改定が行われていない平成 25 年～29 年の人事委員会勧告を特別職に適用させまして、かつ期末手当、こちらを区長と議員でそろえたほうがよいだろうという前回 8 月 6 日のご議論を踏まえまして、期末手当を調整してございます。

8 月 6 日の審議会でお配りした資料では、人事委員会勧告を単純に適用させてみた場合に、区長、副区長、教育長の期末手当 3.80 月に対しまして、議員の期末手当が 4.20 月という数字になっておったというところで、これについては、過去、議員と区長が同率だったということもございまして、区長等とそろえる方向で考えてみるというようなご議論になりましたので、議員の期末手当を区長等と同様の 3.80 月にしてはどうだろうかというご提案をいただいております。これを落とし込みをしてシミュレーションをしたものでございます。

なお、月額給与部分につきましては人事委員会勧告どおりに適用しております。参考までに、23 区での比較ができるよう、順位なども記載しているところでございます。

おめくりいただきまして、資料 1－2 でございますが、資料 1－1 とほぼ同じ内容の資料になりますが、こちらは区長等の期末手当と議員の期末手当を 3.70 月でそろえるという調整を入れた資料でございます。こちらは人事委員会勧告どおりに期末手当を加算するのではなくて、他区の状況や期末手当の増加という傾向が続いている人事委員会勧告を参考として、3.80 より若干控えめにした 3.70 月で試算してみたものでございます。区長等は 0.45 月増、議員につきましては 0.05 月増ということになります。こちらもちょうど給与月額部分につきましては人事委員会勧告どおりに適用してございます。

その下の資料 1－3 でございますが、こちらは区長等の期末手当、議員の期末手当ともに 3.65 月としたものでございます。議員の期末手当を据え置きまして、区長等の期末手当のみ引き上げを行って、議員の期末手当に合わせたというような試算になります。資料 1－1 から 1－3 の中で期末手当の上げ幅が一番小さい試算ということになります。こちらもちょうど月額給与部分につきましては、人事委員会勧告どおりに適用してございます。

次に、資料 2 でございます。

こちらは 8 月 6 日の審議会、特に新教育長の報酬を決定するに当たりまして、前回答申で示された指数化ということをご参考にしてみても

上村会長	うかというご議論がございましたので、前回答申で示された指数と人事委員会勧告の両方を参考にして試算してみたものでございます。 資料の左側に区長を100とした場合に、副区長が81.87、新教育長が70.75という数字が記載されております。前回答申では、退職手当を含めて部長を100とした場合に、区長が200、副区長は150というように答申が出されておりますので、そちらを参考とするため、改めて今回は退職手当は見送りをしておりますので、退職手当の考え方を除いて、さらに区長を100として計算し直した数値、指数となっております。 ここで、1点、訂正がございます。8月6日の審議会におきまして、前回答申の指数を参考にした場合、区長を100とすると教育長は72.5になるとご案内させていただいたんですけれども、こちらは誤りでございまして、先ほど申し上げましたとおり、前回答申は退職手当を含んでの指数化でございましたので、資料2の左側に記載の、区長100に対して副区長81.87、教育長70.75が退職手当を除いた正確な指数でございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。 資料の説明を続けさせていただきます。 指数の右側の欄に区長の給料月額128万6,000円とありますが、こちらにつきましては人事委員会勧告を単純に適用したというものでございます。これに対しまして、副区長及び新教育長の給料月額につきましては、区長を100とした場合の指数に基づいて計算した額を記載しております。 期末手当については、先ほど資料1-1から1-3でお示ししたとおり、3.80、3.70、3.65の三つをそれぞれ表にしてございます。 前回答申指数を参考にする場合につきましては、人事委員会勧告を適用させて、さらに副区長は2万5,000円プラス、新教育長は1万円を給料月額にプラスするというような感じになります。 今回はこれまでのご議論やご意見を踏まえまして、具体的な金額をシミュレーションした資料をお配りさせていただきました。ご議論のほど、よろしくお願い申し上げます。 資料の説明は以上でございます。 はい。ありがとうございます。 前回どこまで議論したかというのが頭の中になかなか描けないところもあるかと思いますが、今回、資料をそろえていただいてシミュレーションした資料の1-1、1-2、1-3は、期末手当を3.80、3.70、3.65とそろえてシミュレーションをした場合にどんな数字になるのかというのをお出しいただいております。教育長に関しては、また、後の議論がちょっと関わってきて、教育長①②③という数字が出てきておりますので、まずはその期末手当を3.80、3.70、3.65でそろえたときどのよう
-------------	--

	な数字になるのかという資料であるということをご理解いただいてご議論をいただければというふうに思います。 急に数字を見ても大変かと思うんですが、何かご質問、これ、どういう数字ですかということで、まずはご質問がございましたらどんどん出していただいて、論点を明らかにしていただければと思いますけれども、何かご不明な点ありますでしょうか。 （吉田委員入室）
石渡委員	いいですか。支給率が違うのは23区のうち、千代田区だけ。区長と議員と。何区かあるの。この前も聞いたかもしれないけれど。
総務課長	若干違う区もあるかと思いますが、基本的にはほぼ一緒というところが通例になっているかと思います。
石渡委員	三多摩はまた違うんだよね。
総務課長	そうですね。自治体の範囲を広げれば、それなりにさまざまな例が出てくるかとは思いますが。
石渡委員	23区では、うちだけが、ちょっと、もう極端に違うということ。わかりました。だって、そろえなくてもいいわけだよね、人事委員会勧告と。
総務課長	前回までご説明させていただいた……
石渡委員	そう。そろえてないんだ……
総務課長	あくまで人事委員会勧告が例ということでございますので、必ずしもそろえなくても構わないかとは思いますが。前回のご議論では、そうはいっても、違う理由がなかなかというところでそろえたほうがいいんじゃないかというご議論を踏まえて、そのときは人事委員会勧告の数字を当てはめてはどうかというご意見がございましたので、3.80にそろえた形の数字をお示しさせていただいたと。 で、それ以外の数字を今回ご用意した意図としましては、3.80にした場合、副議長、委員長、副委員長の年収ベースで見たときに23区の1位になるというようなところがございまして、もちろん、1位だから悪いとかいいとか、そういうことは全然ないんですけども、他の自治体との、勘案をして参考にして、あまり突出したものはどうかというような

	ご議論もあった中での１位ということですので、一応それよりも水準の低い案として、シミュレーションもしてみたというところでございます。 ただ、１位といいましても、資料１－１の一番右の欄ですね。２位の区との年収差額というのを一応出してみました。副議長、委員長、副委員長につきましては、１位にはなりますけれども、年収１,０００万円以上の中での１０万前後の差というところで、これを突出したと見るかそれほどでもないとするかというのはさまざまご議論があるのかなとは思いますが、参考にお示しをさせていただきました。
上村会長	すみません。ちょっと確認なんですけれども、先ほど２３区で差があるのは千代田区だけかというご質問をいただいているんですが、第１回目の資料で、資料９というのを、２３区地域手当、期末手当、退職手当の支給状況で一度配っていただいているかなと思います。
石渡委員	ああ、すみません。
上村会長	差があるところもあり——これを見ていいのかちょっと確認なんですけれども、多分これで差のあるところも多少はあるけどというぐらいですかね。
総務課長	ありがとうございます。まさに第１回の資料９の資料が、今年の７月１日現在ということで最新のものではないんですけれども、千代田区と同様に、この報酬審議会というところで期末手当まで含めているところ、含めていないところといった違いもあるかと思いますが、各区の事情によって、若干差があるところも確かにございます。ほとんどのところが、ほぼほぼ一緒……
上村会長	同じ数値。
総務課長	というような状況であるというところでございます。
上村会長	はい。 どうぞ。
朝日委員	すみません、確認なんですけど、資料２の順位の数字のところなんですけど、一番左の大きな枠の平成２５年～２９年のシミュレーションというのは、期末手当は３.８０に調整ということですか。このときに、期末手当の２３区比較の数字が資料１－１と同じになっているんですけど、指数で計

	算すると順位も変わってくるんじゃないかと思うんですけど、違いますか。ちょっと見方が間違っているとあれなんですけど、3.70と3.65のほうは順位が変わっているんじゃないかと思うんですけど。
総務課長	区長を100としていますので、区長は変わらないはずなんですけども。
朝日委員	そうですね。
総務課長	副区長については、額は変わっています。順位は……
朝日委員	順位は変わらず。
総務課長	変わらずですね。たまたま変わっていない。額は変わっていますが、順位としては3位だったということです。
朝日委員	いいんですよ。わかりました。 新教育長も同じくですね。そうか、②の試算の場合と同じように、3位になっているということですね。
総務課長	そうですね。幅としては、微増の範囲であれば3位ぐらいというところですかね。半額乗せから、この資料2の教育長の考え方は、指数化したことによって①でも②でも③でもないという状況ではあるんですけど、どちらかという微増という形ですので、②と③の間ぐらいのところで、順位としては3位だったというところでございます。
朝日委員	わかりました。ありがとうございます。
上村会長	多分教育長さんは①②③、ちょっとややこしくて、またそれを指数化するというややこしい議論がこの資料の中では提示されているので、最初のところ、教育長さんの議論をちょっと横に置いておいて、区長さん、副区長さん、議長、副議長、委員長、副委員長、議員さんというところだけで資料1-1、1-2、1-3の数字を見ていただいて、期末手当を3.80、3.70、3.65にするとどれぐらい差が出て、どの程度が妥当な線かなというのを見ていただくといいかなという資料の出し方かと思いますが。そういう資料だということをご理解いただいて、で、ご意見を出していただけるとありがたいということでよろしいですよ。はい。 シミュレーションは、最初の前提がわからないと、なかなか読みにく

	いですが。
石渡委員	ちょっといいですか。3.80だと、ちょっと高いんじゃないかな。3.65だと、ちょっと低いんじゃないか。では3.70にしようという感じのシミュレーションなの。
総務課長	ちょっと先ほど言葉足らずだったかもしれないんですけども、前回のご議論で人事委員会勧告を素直に当てはめてみましょうというお話で、一応ご意見としては集約されていたかと思います。そうすると、3.80が人事委員会勧告を積み上げていった結果としての数字だろうというところで3.80をまず資料1－1でお示しをしているというところですよ。 ですので、1位という形にはなっておりますけれども、皆さんのご議論の中でこれで突出ではないということであれば、これということもあり得るのかなと。その兼ね合い、調整的な意味合いもありますけれども、3.70というのと、3.65というのは、既に議員の皆さんが3.65ですので、これを下回ると議員の皆さんだけ減額という話になってしまいますので、なかなか人事委員会勧告で増というような傾向が出ている中で減はどうかというところで、一応現状維持というのをお示しするシミュレーション上、下限という形にさせていただいたというところがございます。もちろんご議論の中でもっと下でもというお話があればもちろんそうなんですけれども、一応前回出ていたご議論の傾向としましては、人事委員会勧告を踏まえてというようなお話でしたので、現状維持を最低限としてシミュレーションをつくってみたというところがございます。
上村会長	よろしいでしょうか。3.65が議員さんの今なので、それを下げるのはちょっとということで3.65が一番下になっている。で、前回の議論で出された3.80。で、その間も出て3.70という期末手当のシミュレーションがされていると。どの辺が妥当でしょうというときに、3.80で行くと1位になってしまうところもあるけれども、一番右の2位の区との年収差額でそんなに大きな差までではないよという見方ができるかというぐらいです。
石渡委員	行政としては、人事委員会勧告を守らなくていいというのもあったでしょう。今もあるんだと思うんだけど。そうすると、これはなるべく近づけてくれ、守ってくれというような感じなんだよね。どっちかというと、そうでしょう。守らなきゃいけないの。
総務課長	いえ、そういうことではなくて、前回のご議論を踏まえた形、範囲での傾向として増額傾向のものをお示ししたということですので、ご議論

	の中で、さらに現状の特別職のほうがかなり下の水準ですので、そういったシミュレーションもあってもいいんじゃないかというご議論がございましたら、そういったものもご用意するかとは思いますが、一応、少なくとも月額の部分については人事委員会勧告を積み上げてもしょいではないかというようなご議論もいただいていますし、期末手当についても、前回のご議論を踏まえれば3.80ということでもよろしいのかなと思いつつなんですけれども、一応念のためにシミュレーションをお示ししましたというところですので、これでなければいけない、この3種類の中から選ばなければいけないというものでも当然ございませんので、そこは皆様のご議論次第というところではございます。
石渡委員	ただ、3.65にした場合、議員は上がらないで三役だけ上がるということになると、例えば議会で承認されても、区長がまた、これではもらい過ぎだから下げるよとか、何か返納するなんていうことはないのかね。いや、わからないけどさ。それはちょっとあれだけど。
総務課長	まあ、あくまで条例本則……
石渡委員	そうだったら何にもならないんだよね、これ、審議会をやっても。
総務課長	ええ。この審議会におきましては条例本則をお決めいただきたいという、冒頭第1回のときをお願いをした経緯がございますので、そこからずれることはございませんので、基本的に本則を定める際のご答申をいただければというふうに思っております。その後、区長が現状の特例条例をどのように扱うかというのはまた別次元の話だということも、審議会の1回目、2回目辺りでお話しさせていただいたかと思いますが、そこにかかわるところはございません。
上村会長	はい。 番委員、お願いします。
番委員	やはりある客観的な資料がないと説明がつかないということがありますので、人事委員会勧告をベースにせざるを得ないと思っています。 そうすると3.80で、やはり議員さんたちはそのまま上がるのは私は妥当ではないと思っているんですけど、3.80でも月額ベースも低いしということでもいいのはいいんですけど、ここの、ずっと変えなかったということで、平成24年と平成29年の年収差額が区長さんで100万円を超えると、ちょっと何か突然だなという感は否めませんが、だからといって、あまり、ですから3.70に抑えますみたいになるのも何か理由付けと

	しては難しいかなと思っています。議員さんたちは1位ですけど、それはそんなに気にすることはないのかなと思っているんですけど。だから、3.80か3.65しかないのかなという。何か説明をつけるという意味合いではですね。3.65だったらまあ議員さんに合わせたということで説明がつくかなと思うんですけど、3.70が一番妥当かなとも思いつつ、妥当だというだけで、答申の理由がそれだけというのも何だなというふうに思っております。
上村会長	はい。説明がきちんとできるという意味では、3.80で行くか3.65で行くかというような。
石渡委員	僕も3.80でいいと思うんですよ。何でかという、議員の、僕も経験上、ここ十何年、議員がすごい減収しているんですよ、年収がね。それでやっぱり職員のは下げるといのはあまりないんですけど、議員はぼんぼん下がっているんですね。だから、その辺はかわいそうだと思うんです。そのかわり、尻をたたいて仕事をやってもらえばいいんだからね、区民が尻をたたいて。だから、やっぱりそういうのは、僕は3.80でもいいなと思っている。
上村会長	はい。3.80……
石渡委員	どうせならね。区長のほうはあまり上げたくないけどさ。しょうがないから、人事委員会勧告をベースに、ということです。すみません。
上村会長	はい。議員さんの状況も鑑みて、説明ができるというところで人事委員会勧告、それでいかがでしょう。ご意見を、よろしかったら。
朝日委員	私、いいですか。
上村会長	どうぞ。
朝日委員	根拠があるというところと、あとは前回の資料2に示していただいたところで、まあ、でもそれも相対的な話なので、3.80か3.65かというところの判断にはならないんですけど、区長さんの相対的な。ですけど、そういう意味では今の順位が議員さんの場合10位という、順位で見るというのもあれですけども、さらに下がっちゃうわけですよ、3.65のままだと。というのは、士気としてどうなのかなというところはあるですね。

上村会長	前回出していただいたシミュレーションで行けば3.80だったと。で、そろえるという意味で3.80というのが一番スムーズな説明はつくところかということでしょうか。 お願いします。
吉田委員	参考でなんですけれども、千代田区の職員さんも期末手当、一般の企業で言えばボーナス、賞与部分に相当すると思うんですけど、それは3.80カ月になっているということですかね。それだと、何かなおさら3.80という数字がいいなと思ったんですけれども。
総務課長	実は、一般職員のほうは4.5ぐらい。
吉田委員	であれば、聞かなかったことにします。はい。
石渡委員	職員はまたちょっと違うんだよね、確か。
吉田委員	職員さんがもらっていないくて、この勧告に倣って3.80になっちゃうと、それもまたねというのがちょっと感じたので、職員さんのほうは、区の職員としてちゃんと決められていて、ここの3.80レベルよりもきちんと確保されているというのであれば、この3.80というのはなおさら適用していいのかななんていう、こう、妥当じゃないんですかという気持ちになるんですけれども。
上村会長	はい。一般職員さんは、ちょっと別の議論がされているということで。
石渡委員	これ、審議会って、全部、23区やっているんだよね、今の時期。やってないの。
総務課長	やっていると思います。
石渡委員	そうすると、この順位というのが、大概千代田がこのぐらいだからうちも上げようといって、開くと、千代田は1位でも下がっているんだよね、どっちかという。何位か。だから1位というのはあまり気にしないでいいと思うんだけど。1位になっちゃうとかさ、そういうのは。
総務課長	ご指摘のとおり、特に人事委員会勧告が増傾向を示しておりますので、各区とも最新の数値では微増していくと考えられますので、順位はまた抜かされて2位になっている可能性も当然ありますし、まあ1位の

	ままということもあるかもしれませんが、差が詰まっているということもあるかもしれませんが、状況は同時進行で動いているという状況でございますので、その辺そういった状況だということでご議論いただければと思います。
石渡委員	わかりました。
上村会長	ほかに、せっかくですので、何か感想でも。
朝日委員	ごめんなさい。さっきの話に戻るようなんですけど、資料2の指数で行くと、副区長さんというのは、その職責からいって指数で言うと高く評価されているわけなんですけど、それはこの案で言うとそれほど大きく差はないように、また、順位で見ると1位とか2位からその5位ということなので、あまり大きくないように思うんですけど、この職責の考え方のところはどういう議論があったのでしょうか。前回の答申の時の考え方で。そこだけ、ちょっとご参考までにお聞きしたいのですが。
総務課長	前期の答申の指数化のときには、部長級を100とした形での、区長、副区長、教育長、そして議員の皆さんという。ただ、議員の皆さんについては政務活動費も含めて年収ベースで議論したというところがございまして、それを外してどういう水準かというのはなかなか難しいと思いますので、特別職に限って言えば退職手当を含めて数値化したと。部長を100として、区長は200、副区長が150、教育長が125という形で指数化をしたという形です。 資料2につきましては、そこから、退職手当が今回据え置きといいますか見送りという形にしてございますので、その部分を抜いて、退職手当以外の月額給与と期末手当を年収ベースとしまして、部長ではなくて区長を100として、再指数化をしたのが、副区長81.87、新教育長70.75という、そういう形になっています。
朝日委員	内容の話ではなくて、もう、その退職手当分を除くとか、そういった形で機械的に割り出しているものという理解ですね。
総務課長	そうですね。前回の答申で、一応、新教育長についても一定程度ご議論いただいたということでございますので、それも含めての微増という形にはなっているかと思います。今回、指数化してみたところ、70.75ということで、微増にはなっているかと思います。 ただ、指数化をするに当たって、退職手当を含めて切りのいい数字に前回していましたので、今回、退職手当を除いて指数化をしてみて、

	81.87とか70.75という形になっていますので、もしこの考え方を踏まえるにしても、まあ切りのいい数字を採用してもいいのかなとは思いますが、そこも含めての皆様のご議論だとは思いますが。
朝日委員	わかりました。あまり指数で議論されたものともかけ離れていないような形なので、総体的な意味ではいいかなというふうに思います。そろえるという形で。
上村会長	はい。
政策経営部長	ちょっと補足をいたしますと、今のお話で、前回ご議論いただいた答申の中の指数のお話ですと、我々職員の部長職を100として、そこをスタートラインでどうかというのを考えましょうというご議論でございました。退職手当を含めてという話、年間の年収ベースで考えてということでした。 で、部長職を100としたときに、区長については、区長職は激務、非常に重い職責があるということで、部長職の2倍程度は当然だということで、部長を100にして区長は200。副区長については、その中間を上回るぐらいの職責があるということで、150。で、新教育長、制度が変わって職責は増えるんですけども、教育部門に限定されていますねと。それは副区長と比べたときには、副区長は行政全般に網がかかっていますけれども、教育長に関しては教育部門だけですねということで、125。部長職が100、区長は200、副区長は150、教育長は125、こんなような形の指数の考えでございました。 ちなみに議員さんに関しては、議長は議会を代表する立場ということで130、それから副議長は110、委員長が部長職と同等で100、役職のない議員さんについては90、そういったご議論、最終的にはそのような答申でございました。
上村会長	はい。部長を基準にして指数化するということは非常に画期的だったんですが、なかなかいろんな要因があって、今回も、でも区長を100にして、指数化して出すということをあまり定めているようなところはないようなので、前回の答申のそのやり方、方法として、そういう指数化も考えてもいいのではないかなということかと思うんですが、その区長と副区長と新教育長だけは、指数ということで答申を出すというのも、前回の答申の方法論を踏襲するとか尊重するという意味では、あるかなということかと思います。
石渡委員	わかりました。教育長がね。今日やるんですか、教育長①②③。

上村会長	まず資料の１－１、１－２、１－３のところは、もう3.80のところ で、皆さん、ご議論は、ご意見が、反対意見がないでしょうかという の、いかがでしょう。
石渡委員	言いづらいよね。
及川委員	ちょっと意見いいですか。
上村会長	はい。せっかくです。
及川委員	妥当性を、どこをよりどこにするかという議論をしたときに、これ は今出ているのは指数であったりランキングであったり、それから人事 委員会勧告、その３つだけしかなくて。多分、前回の審議会では相当深 く議論されて、本当にパフォーマンスはどうだったかみたいところま ではかっているんですよ。それでも多分全部拾い切れないから、なか なか判断基準ってどうよというようなことになったのかなと思うんでき ゃね。それがありませんというのを聞いているものですから、ちょっと 個人的にはあまりそこはつづきたくないなというか、議論しなくてもい いかなと思っています。 そうすると、今、このありものの指標の中で判断しないといけないん だよなということを考えると、例えば3.80と3.70、この３つの議論をし たときに、3.65はわかりやすい。3.70、中間をどうするかという話です よね。何かそれを、仮に例えば3.70に決めましたということで、中間を とりましたという判断基準がここでもし採択されたとすると、次回もそ ういうことになるという理解でいいんですよ。例えば同じロジックにな って、じゃあ、真ん中をとみましょうというのがこの判断基準になっ て。
石渡委員	そうなんだよな。
及川委員	それもちっと嫌な感じがしていて、非常にすっきりするのはやっぱ り3.80かなという、少ない数値の中で決めるにはそれしかないかなと、 逆に言う。という感じを持ちましたね。
石渡委員	それなんだよな。
廣瀬委員	だから、いずれにしても、あまり年収には差がないんですよ。です から、どれがバランスがとれていて説明しやすいかということが判断基

	準かなと思いますけど。
石渡委員	だから、3.80のほうの説明しやすいんですよ。
廣瀬委員	そうですね。
上村会長	はい。それでは、説明がしやすい——非常に、いや、議論は難しいですということでございまして、それでは人事委員会勧告などを特別職に適用させたその数字から考えて、期末手当を3.80というので基本方針のほうを考えていくということでよろしゅうございますでしょうか。
石渡委員	これ、3.65とか3.70がないので、僕らは3.80と言ったということにしてもらいたいよね。真ん中じゃまずいからこっちだとか何とかいう。いや、中には、議員でいるじゃん、細かい人も。妥協の産物なんて言われちゃうでしょ、3.70だったらさ。まあ、いいですよ、それであれば。
上村会長	はい。人事委員会勧告を特別職に適用させ、期末手当を3.80でそろえた場合の数値ということで、基本、考えさせていただきたいという方針でございます。 それで、資料2のところの教育長のところをもう一度ごらんをいただきたいと思います。
石渡委員	簡単にもう一回、①②③にしたのを。忘れちゃったから。ほら、年をとると忘れちゃうから、ちょっともう一回説明してくれる。
総務課長	はい。補足説明をさせていただきます。 資料1-1で、教育長が①②③というふうに3種類お示しをしております。③が新教育長に変わったことを特に数字に反映していないという形のものとございます。①のほうは教育委員と教育委員長との差額を、その部分が新たな新教育長の役割として増えていると考えられる部分でございしますので、その差額を全額乗せた案というのが①でございまして、②は、ほかの区でも例があるんですけども、半額を乗せているという例でございまして。ですので、①が全額、②が半額、③はゼロという形で、水準の増をしたというものでございます。 資料2につきましては、これとはまたちょっと切り離しまして、前期の審議会での答申の考え方、指数化するという考え方、エッセンスを抜き出して、区長を100とした場合の指数化をしてみたところ、新教育長は70.75だったということです。で、水準としては、資料1-1の②と③の間ぐらいに入ってくるということで、微増の案という形になって

上村会長	おります。
番委員	なかなか、また。 前回のときに、先ほど清水部長のほうからお話がありましたけど、部長職を100とした場合に区長が200、それで教育長が125で、議長は130ということで、議長さんのほうが少し重いという発想でいたんですね。そうしますと、教育長の責務が重くなったということは理解はできますが、この①はやはりあまりにも教育長は突出するのではないかなと。やっぱり、議長さんと比べても、かなり年収ベースで高くなる。 私は一番その考え方で行くと、まず、③でいいのかなというふうには思っております。ここから出発して、また今後、人事委員会勧告でやってもいい、それを考慮していつでもいいのかなと思います。まあ、せめて②か。だから、②か③が妥当かなというふうに思います。前回の答申を一部でも役立てるという意味合いで考えると、やっぱり職責を考えて、議長よりもすごく年収が高くなるというのは、あまりにもちょっと突出しちゃうのかなというふうには思いますね。
石渡委員	僕も賛成です。
廣瀬委員	賛成です。
上村会長	はい。では、②か③。
石渡委員	古川委員は違うかもしれない。教育委員をやっていたから。
古川委員	今まで何度か申し上げたんですけれども、新制度に変わって教育長の職責が重くなった事実がありますので、報酬にもそれが反映されるべきだと私は思っています。ただ、どのくらい上げるのかという話で、前回の議事録を拝見して、前回の答申の数字がちょっと今回、今日のお話だと違っていたということですが、区長を1としたら0.725だと。で、その金額が大体教育長②の数字になるということで、その前回の答申が新しい制度の新教育長として考えられた数字ということで、そこから目安をとって、②でいいんじゃないかなとは思いました。③はちょっと、私としてはあり得ないかなと思っています。 ただ、①の差額を全部乗せるという考え方ですけれども、今までの制度だと教育長が事務方の長で、教育委員会としての長は教育委員長だったんですね。それが、今度、教育長が事務方の長になって、なおかつ教育委員長の職責も担うような形になっていると思います。

	なので、今の教育委員会の構成は新教育長とほか教育委員４名だと思うんですけど、とすると、それまであった教育委員長と教育委員の差額をそのまま教育長に乗せるという考え方は、そんな無理な考え方ではないのかなとは思っています。 ただ、今もお話にありましたが、ほかの特別職の方とのバランス等もありますので、とりあえず今回は、私の考えとしては、教育長②の感じにして、今後、新制度になって、もっと、まだ１年もたっていないので、その間いろいろ、見てもらって、次の審議会ではまた議題に上げられればいいかなとは思っています。
朝日委員	ちょっと聞き逃してしまったんですけど、前回の指数のウェートを決めたときの議論は、新教育長の職責で考えたんでしたっけ。今、新教育長と一緒に両方担うという形の職責で考えられたものということ。
古川委員	前の答申は。
朝日委員	はい。前の答申のもので。
古川委員	そのようでしたね。
総務課長	はい、ご説明いたします。前回の答申をつくる際のご議論の中では、新教育長制度を踏まえた形で職責がどうなるかということもご議論されていきました。ただ、実際に移行する前でしたので、当然移行した後の状況がある程度ご議論をした今回の審議会の中でご議論していただいて、水準を定めていただいて全然問題ないことだと思いますので、前回はあくまで、一応それも踏まえて指数化したところ、若干微増という数字が一応出ているというような状況ではありますが、それを踏まえても、これに縛られる必要はございませんので、これより上でも下でも、それ自体はここで決めていただくということでございます。
朝日委員	前回のその職責の考え方を尊重する場合に、指数自体はちょっと難しい、数字自体は難しいところがあるかと思うんですけど、その上下関係にはそれなりの判断がまああったかと思うんですけど、それで言うと、②か③かといったときに、議長さんを超えてしまう場合には、やっぱり新制度が実際に始まってどうかというところで、それなりの根拠が必要なような気がします。それについてこの場で情報として、ご説明いただいたのは、今やっぱり新しくなって運営されて、それなりにその逆転するだけの職責がやはり重いものだというようなことが合意できれば②でもいいのかなと。もしそれが難しければ、様子を見て、次回の改定の

	ときに送るということでもいいのかなというふうに思います。③という形で順位は守った形にしておいて、様子を見てからというのもありかなと思うんですけど。この段階でもう実際に運営が始まって、職責という点で議長さんとの関係を同じぐらいであるとか逆転してもおかしくないという根拠のようなものが議論できるのであればいいなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。 前の答申の、職責、指数のランキングの話は私は尊重すべきかと思っていますのでそういう議論なんですけど、そこはということであれば、②でもというのはあると思いますが。実際に変わっていますので。
総務課長	若干補足しますと、①②③のいずれかから選ばなければいけないというわけでもないですし、そういう意味で、指数化してみてもどうかというご意見もあったので資料2をご用意しているという経緯もございますので、ある意味これが④とも言える状況でございます。
廣瀬委員	70.75というところ。
総務課長	そうですね。で、先ほど少し申し上げたとおり、切りのいい数字で71というのものもあるのかもしれませんが、そこは、それこそここでのご議論ということによろしいかと思います。
石渡委員	僕も最初におっしゃった番委員の、やっぱり何で②がいいかって、議長よりか多いというのが僕はちょっとおかしいと思うんだよね。例えば――まあ、これ、ちょっとおかしい説明かもわからないけど、教育長と教育委員長というのは、前は事務方と民間の方の、教育理論の持っている方が入っているのを、それを事務方の人が全部やって、できるわけないと思うんだよ、俺は。ね。だって、事務方の人に来るんだからさ。 で、どこまでできているのかというのは僕らは判断できないけれど、多分教育委員長の場合は、多分教育委員と一緒に懇談会とか論議しながらそこへ持っていくわけで、それに対してまとめようと思っているのが教育長だから。そのときはね。だから、議長なんかよか全然多い――全然でもないけど、多いというのは不合理だと思うんだよね、僕はね。責任的にも。まあ、言い過ぎかもわからないけどね。
上村会長	はい。 番委員、お願いします。
番委員	やはり教育長の責任が重いのはわかりますけれど、教育行政という1つの専門のそのところということで、議長さんを超えちゃうというの

	は、やはりよくないと思います。 それと、東京都の場合も、前に配られた資料を見ますと、教育長より議長のほうが月収が多いと。だから割合も、知事を100にした場合に、議長87、教育長76というようなことがありますので、その職責はどうかという問題はあるにせよ、ちょっとやっぱりこれは、いかななものかなと。やっぱり③から始めて、職責を見ながらということによろしいのではないかなというふうには私は思うんですけど。何も差額を全部乗せなきゃいけないということはないのではないかなと思っていますが。
石渡委員	というわけ。
上村会長	はい。今いただいたご意見の中で、前の答申で順位をつけていたと。それぞれの職務に関しての順位をつけていた。それは尊重をして、まあ、指数化というところまでやるかどうかはわからないけれども、順位は尊重したいと。特に、議長さんを教育長さんが超えるというところは、ちょっと議論としてはおかしいだろうということで、それで、③で行くか②で行くかというところで、③でいいんじゃないかというところと、いや、②のところかというところでございますが、もう少し何かご意見。
廣瀬委員	もう一つ、資料2という考え方もありますね。70.75という。
上村会長	あ、そうですね。指標として、すみません、前回答申で示された指数70.75。ですので、④という、先ほど言われたように、①②③ではなくて、選択肢として④という選択肢をつくって、④という選択肢で議長さんを超えないというのもあるかということ。ありがとうございます。 では、古川委員。
古川委員	そうですね。その……
笠井委員	職責ということを配慮して、多寡ということですね、職責の。それを言い出すと切りがないと思うんですが、ただ、新教育長になってやはり量が増えているということで、そこを配慮したということで言うならば、④がいいかなというふうに思いますけどね。
上村会長	はい。ありがとうございます。 お願いします。
古川委員	私も、今お話が出た中では④が。議長との兼ね合いと、でも、微増で

	も少し上がっていてほしいなというところで、④が妥当かなと思いました。
上村会長	はい。今、④というのが、指数化して④という、考え方としても前の答申のその職責……
廣瀬委員	そうですね。ちょっと考慮したということ……
上村会長	はい。ということで、④の方向が一番支持をされているようでございますけれども、いかがでしょう。
石渡委員	皆さんがよければ、僕はいいです。
上村会長	よろしい。はい。資料２に示されている考え方で、④と今呼んでいる指数で考えて、今までの教育長よりも少し金額の上がることを目指すのでいかがでしょうかというのが皆さんのご意見のようでございますが、いかがでしょう。 （「了承」の声あり）
上村会長	はい。それでは、大体その方向性で合意ができたかなと思いますが。 ここでよろしいでしょうか、今日の決めておかなければならないところは大丈夫でしょうか。
総務課長	はい。ご用意いたしました資料に基づいてご議論いただきまして、方向性を今集約していただいたというふうに受け止めておりますので、その集約に基づいた形で答申案というものがつくれるかなというふうには思います。
上村会長	そうすると、あと、日程のお話をさせていただくということでよろしいでしょうか。
総務課長	はい。 そうしますと、今、集約いただいたご意見をもとに、答申案という形で文章化の案を事務局のほうでご用意いたしまして、会長にご確認いただき、委員の皆様にも事前にご送付申し上げてご確認をいただきつつですけれども、次回を10月23日火曜日14時から16時という形で開催させていただければと考えておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

上村会長	よろしいですか。
廣瀬委員	結構です。２時から４時ですね。
総務課長	はい。２時から４時ということで、10月23日火曜日というところで、よろしいでしょうか。
	(「了承」の声あり)
上村会長	はい。
総務課長	では、この日を予定させていただきます。 先ほど申し上げましたとおり、答申案という、素案という形で作成したものを事前にご送付申し上げますので、ご確認をいただきまして、ご意見等いただきましたら、それを踏まえて調整してというような形で、また会長ともご相談させていただいて、最終案を確定させた上で23日を迎えたいというふうに思っております。 また前回同様、開催通知文や議事録も事前にご送付いたしますので、よろしくお願いいたします。
上村会長	はい。では次回は、10月23日、番委員にはそのときにはおいでいただけないですけど、でも、前の答申のときからの議論を非常に踏まえてご発言をいただいて、ありがとうございます。また皆様にも非常にスムーズな議論を進めていただきまして、ありがとうございます。 それでは、本日はここまででございます。ありがとうございます。
	―― 了 ――